

医療機関の勤務環境の改善に関する取組【福井県】(※平成30年8月1日現在)

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業等名	概要	
勤務環境の改善・向上	福井県医師会 内 福井県医療の職場づくり支援センター 【TEL:0776-24-1666】	医療労務管理相談コーナー (福井労働局委託事業)	人事・労務管理の専門家である医療労務管理アドバイザーが医療機関等を訪問し、勤務環境の改善・向上に向けた相談、助言、医療機関における研修会への講師派遣等を無料で実施します(電話による相談も可)。 また、勤務環境の改善に取り組んでいる医療機関の好事例を収集し、普及を図ります。	
	厚生労働省福井労働局職業安定部 職業対策課 【TEL:0776-26-8613】	人材確保等支援助成金 (雇用管理制度助成コース)	雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度)の導入を通じて、従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成します。	
		人材確保等支援助成金 (中小企業団体助成コース)	都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体に対して助成します。	
多様な働き方が可能な環境の整備	厚生労働省福井労働局労働基準部健康安全課 【TEL:0776-22-2657】	安全衛生優良企業公表制度	安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。 優良企業に認定されると、厚生労働省のホームページで企業名が公表され、さまざまなPR効果があります。	
		受動喫煙防止対策助成金(中小企業対象)	職場での受動喫煙を防止するために、一定の基準を満たす喫煙室、屋外喫煙所の設置・改修、換気装置の設置などの措置を講じる事業主に対して、その経費の2分の1を助成します(飲食店を営んでいる事業場は3分の2まで。いずれも上限100万円。)	
		両立支援等助成金 (出生時両立支援コース)	男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土づくりの取組を行い、男性労働者に一定期間連続した育児休業や、子の出生前後に育児目的休暇を取得させた場合に支給します。	
	厚生労働省福井労働局雇用環境・均等室 【TEL:0776-22-0221】	両立支援等助成金 (介護離職防止支援コース)	仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、「介護支援プラン」を作成し、介護休業の取得・職場復帰、又は働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用を円滑にするための取組を行った場合に支給します。	
		両立支援等助成金(中小企業対象) (育児休業等支援コース:育児取得時・職場復帰時)	「育児復帰支援プラン」を策定し、プランに沿って労働者に育児休業を取得、職場復帰させた場合に支給します。	
		両立支援等助成金(中小企業対象) (育児休業等支援コース:代替要員確保時)	育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた場合に支給します。	
		両立支援等助成金(中小企業対象) (育児休業等支援コース:職場復帰後支援)	法を上回る看護休暇制度や、保育サービス費用補助制度を導入し、育児休業取得者に職場復帰後当該制度を利用させた場合に支給します。	
		両立支援等助成金 (再雇用者評価処遇コース)	妊娠、出産、育児または介護を理由として退職した労働者が、就業が可能となったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望者を採用した場合に支給します。	
		両立支援等助成金 (女性活躍加速化コース)	女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組目標等を盛り込んだ行動計画を策定し、行動計画に沿った取組を実施して「取組目標」、「数値目標」を達成した場合に支給します。	
		業務改善助成金(中小企業対象)	生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金(雇入れ後6ヶ月を経過しており、時間給1,000円未満であること)を一定額(申請コースごとに定める引上げ額)以上引き上げた場合に取組に要した経費の一部を助成します。 【申込締切:平成31年1月31日】	
		厚生労働省福井労働局雇用環境・均等室 【TEL:0776-22-3947】	時間外労働等改善助成金(中小企業対象) (時間外労働上限設定コース)	特別条項つき36協定を締結している事業場を有する中小企業事業主が、労働時間数を短縮し、上限設定(月45時間かつ年間360時間以下に設定する等)を行い、労働基準監督署へ届出を行った場合に、取組に要した経費の一部を助成します(上限200万円)。 【申込締切:平成30年12月3日】
			時間外労働等改善助成金(中小企業対象) (職場環境改善コース)	年次有給休暇の年間平均取得日数の増加・月間平均所定外労働時間数の削減に取り組む中小企業事業主へ、取組に要した経費の一部を助成します(上限150万円)。 【申込締切:平成30年10月1日】
			時間外労働等改善助成金(中小企業対象) (勤務間インターバル導入コース)	休息時間数9時間以上の勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主へ、取組に要した経費の一部を助成します(上限50万円)。 【申込締切:平成30年12月3日】
	テレワーク相談センター 【TEL:0120-91-6479】	時間外労働等改善助成金(中小企業対象) (テレワークコース)	在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを新規で導入する等、テレワークを推進する中小企業事業主へ、取組に要した経費の一部を助成します(上限150万円)。 【申込締切:平成30年12月3日】	
	福井県産業労働部労働政策課 労働環境改善グループ 【0776-20-0389】	女性の職場復帰等支援事業	育児等のために離職した労働者を再雇用する制度や、育児・介護休業法の義務規定を上回る手厚い支援制度等を導入し、その利用者がた県内企業に対して、奨励金を支給します。	
	福井県健康福祉部子ども家庭課 子ども子育て支援グループ 【0776-20-0341】	祖父母の育児休暇取得促進奨励事業	祖父母の孫守りのために、10日以上連続した育児休暇を取得した職員がいる場合、事業主に助成金を交付します。	
		ふくいの子宝応援事業	育児短時間勤務期間中に出生し、1歳になるまで育児休業を取得した場合、育児休業給付金に上乗せ支給します。	
		父親子育て応援企業登録	仕事中心となっている父親が家事や育児への関わりを増やすことができるよう、父親の子育てを応援する職場環境づくりに積極的に取り組む企業を登録します。	
		家族時間デー実施企業登録	仕事と家庭の両立を進め、家族がともに過ごす時間(家族時間)を増やしていくため、従業員が定時退社する「家族時間デー」を実施し、その取組を広げることで、ノー残業デーなどの導入および定着を図り、働き方の見直しにつなげます。	

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業等名	概要
就業の促進	ハローワーク福井 訓練・福祉部門 【TEL:0776-52-8171】	「福祉人材サービスコーナー」による無料相談	無料相談を通して、福祉分野(医療、介護、保育関係)での人材確保に向けて、サービス提供体制の整備及びマッチング機能の強化を図ります。
		福祉関係求人充足プラン策定支援	福祉関係求人雇用管理の改善に努める求人者に対する支援を実施します。
	ハローワーク福井 マザーズコーナー 【TEL:0776-52-8157】	「マザーズコーナー」による無料相談	子育てしながら就職を希望する者に対する就職支援を実施します。
		「マザーズコーナー」による無料相談	子育てしながら就職を希望する者に対する就職支援を実施します。
	福井県健康福祉部地域医療課 医療人材確保グループ 【TEL:0776-20-0345】	病院内保育所運営費支援事業	院内保育所の運営費に対し、助成します。
		新人看護職員研修事業	新人看護職員の質の向上や早期離職防止を図るための研修費用に対し、助成します。
(公社)福井県看護協会 福井県ナースセンター 【TEL:0776-52-1857】	看護師等就業推進事業	看護職員の求人、求職あっせんや情報提供、未就業看護職員に対する再就業のための研修等を実施します。 看護に関する普及啓発(高校生等を対象とした看護体験等の実施)を行います。	
キャリアアップ・人材育成	厚生労働省福井労働局職業安定部 職業対策課 【TEL:0776-26-8613】	キャリアアップ助成金	有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成します。
		人材開発支援助成金	労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の資金の一部等を助成します。
	福井県産業労働部産業政策課 金融グループ 【0776-20-0373】	中小企業育成資金(企業の育児・介護・再雇用支援分)	女性の職場復帰等支援事業で定める育児・介護等支援制度が導入されていることの確認を受け、通知を受けた中小企業等が、福井県中小企業者向け制度融資「中小企業育成資金(企業の育児・介護・再雇用支援分)」を利用する場合には、信用保証料の全額を県が負担します。
		中小企業育成資金(企業の女性活躍推進分)	「ふくい女性活躍推進企業プラス」として県の登録を受けた中小企業等が、福井県中小企業者向け制度融資「中小企業育成資金(企業の女性活躍推進分)」を利用する場合には、信用保証料の全額を県が負担します。
		中小企業育成資金(労働環境整備支援分)	働きやすい職場づくりに取り組む企業として、県の認定を受けた中小企業等が、福井県中小企業者向け制度融資「中小企業育成資金(労働環境整備支援分)」を利用する場合には、信用保証料の全額を県が負担します。
	その他	厚生労働省福井労働局雇用環境・均等室 【TEL:0776-22-3947】	次世代育成支援対策推進法に基づく厚生労働大臣の認定 (「くるみん」、「プラチナくるみん」マークの取得)
女性活躍推進法に基づく厚生労働大臣の認定 (「えるぼし」マークの取得)			女性活躍推進法に基づく認定を受け、「えるぼし」を取得した企業は、女性活躍推進事業主であることがアピールでき企業のイメージアップ、人材確保につながります。
独立行政法人 労働者健康安全機構 福井産業保健総合支援センター 【TEL:0776-27-6395】		メンタルヘルス対策等産業保健事業に関する相談等	事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談対応や研修等を行っております(メンタルヘルス対策の普及促進のための個別支援等)。また、福井県内には、4カ所の地域産業保健センターがあり、労働者数50人未満の事業場を対象に、メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談等を行っております。なお、利用にあたっては全て無料です。
		産業保健関係助成金	【ストレスチェック助成金】 ・労働者数50人未満の事業場が、医師と契約し、ストレスチェック等を実施した場合に、次の費用を助成します。 ①ストレスチェックの実施に対する助成～従業員1人につき500円を上限として、その実費額を支給。 ②ストレスチェック実施後の医師による面接指導・意見陳述に対する助成～医師による活動1回につき21,500円を上限として、その実費額を支給(1事業場につき年3回が限度)。
			【職場環境改善計画助成金(Aコース)】 ・ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえ、専門家(産業医等の医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、産業カウンセラー、臨床心理士等の心理職、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士)の指導に基づき、職場環境改善計画を作成・実施した場合に、指導費用及び機器・設備購入費の実費を支給します(10万円を上限、うち機器・設備購入費は5万円を上限かつ単価5万円以内のもので将来にわたり1回限り)。
			【職場環境改善計画助成金(Bコース)】 ・ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえ、メンタルヘルス対策促進員の助言・支援(訪問3回まで)を受け、職場環境改善計画を作成・実施した場合に、機器・設備購入費の実費を支給します(5万円を上限かつ単価5万円以内のもので将来にわたり1回限り)。
【心の健康づくり計画助成金】 ・企業本社又は個人事業主が、メンタルヘルス対策促進員の助言・支援(訪問3回まで)を受け、心の健康づくり計画(ストレスチェック実施計画を含む。)を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合に一律10万円を支給します(事業場単位ではなく、一企業又は個人事業主について将来にわたり1回限り)。			
ふくい女性医師支援センター(福井県医師会) 【TEL:0776-24-5055】	女性医師に対する支援・相談	【小規模事業場産業医活動助成金(産業医コース)】 ・労働者数50人未満の事業場が、産業医の要件を備えた医師と職場巡視、健康診断異常所見者に関する意見聴取、保健指導等、産業医活動の全部又は一部を実施する契約を締結し、実際に産業医活動が行われた場合に実費を支給します(6か月当たり10万円を上限とし、一事業場につき将来にわたって2回に限る)。	
		【小規模事業場産業医活動助成金(保健師コース)】 ・労働者数50人未満の事業場が、平成30年度以降、新たに保健師と健診異常所見者や長時間労働者等に対する保健指導、高ストレス者等に対する健康相談、健康教育等の産業保健活動の全部又は一部を実施する契約を締結し、実際に産業保健活動が行われた場合に、実費を支給します(6か月当たり10万円を上限とし、一事業場につき将来にわたって2回に限る)。	
		【小規模事業場産業医活動助成金(直接健康相談環境整備コース)】 ・労働者数50人未満の事業場が、 ①産業医の要件を備えた医師と職場巡視等、産業医活動の全部又は一部を実施する契約 ②保健師と健診異常所見者や長時間労働者等に対する保健指導等、産業保健活動の全部又は一部を実施する契約 上記の契約のいずれかに、契約した産業医又は保健師に労働者が直接健康相談できる環境を整備する条項を含めて締結し、労働者へ周知した場合に、1事業場当たり6か月ごとに10万円を一律支給します(ただし、1事業場当たり将来にわたり2回限り)。	
		医師の仕事と育児の両立支援、ワークライフバランスの確立、さらにキャリアアップの支援など、出産・育児および離職後の再就業に不安を抱える女性医師を支援します。相談窓口を設置して、復職のための研修受け入れ医療機関の紹介や出産・育児等と勤務との両立を支援するための助言等を行います。	